



## 市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在)：関東地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前					合併後(現在)					備考				当面統一しない場合の統一時期			
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本料金 (税込) (円/月)	従量単価の 増率(最大/最小)	備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期 H19年度当初まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定	未定	
栃木県	9204	佐野市	9204	佐野市	H17.2.28	8	680	1.0	合併年度と翌年度に限り現行どおりとし、合併年度の翌々年度より新料金を設定。なお、料金体系は、茗生町の体系(口径別)で新料金表を作成する。			1	1				
栃木県	9421	田沼町				16	1,680	2.0									
栃木県	9422	葛生町				10	1,995	1.0									
栃木県	9210	大田原市	9210	大田原市	H17.10.1	10	1,780	1.0	当分の間現行のとおりとする。水道料金の算定及び納付は、H17年度は現行のとおりとし、H18年度に大田原市の制度に統一。			1			1		
栃木県	9405	湯津上村				10	1,575	1.0									
栃木県	9406	黒羽町				10	2,415	1.1									
栃木県	9212	黒磯市	9213	那須塩原市	H17.1.1	10	1,748	1.0	現行のとおり独立した上水道事業として運営する。なお赤字経営の上水道事業は、合併後料金を早期に改定し健全経営を図る。		1						
栃木県	9409	西那須野町				10	1,386	1.0									
栃木県	9410	塩原町				10	1,785	0.8									
栃木県	9385	氏家町	9214	さくら市	H17.3.28	10	840	1.0	当面現行のとおり。H19年度までに適正な料金を検討し統一する。			1	1				
栃木県	9387	喜連川町				10	1,155	1.0									
栃木県	9403	馬頭町	9411	那珂川町	H17.10.1	10	1,365	1.0	合併時は現行のとおりとし、合併後、速やかに統一する。			1			1		
栃木県	9404	小川町				10	1,785	1.0									
栃木県	9401	南那須町	9215	那須烏山市	H17.10.1	10	1,575	1.1	合併時に現行のとおりとし、合併後、速やかに統一する。	1							
栃木県	9402	烏山町				10	1,659	1.2									
栃木県	9205	鹿沼市	9205	鹿沼市	H18.1.1	10	1,207	1.0	合併後に鹿沼市の制度を基準に再編する。			1			1		
栃木県	9322	粟野町				10	1,344	1.2									
栃木県	9302	南河内町				8	945	1.0									
栃木県	9362	石橋町	9216	下野市	H18.1.10	10	1,260	1.0	現行のとおりとし、新市において策定する事業計画及び財政計画を基に、統一料金を設定する。			1			1		
栃木県	9363	国分寺町				10	1,260	1.0									
栃木県	9206	日光市	9206	日光市	H18.3.20	8	651	1.0	H23年度を目途に再編する。			1			1		
栃木県	9207	今市市				10	945	1.2									
栃木県	9323	足尾町				10	1,008	1.2									
栃木県	9382	栗山村				10	1,050	1.0									
栃木県	9383	藤原町				8	735	1.4									
栃木県	9383	藤原町				8	735	1.4									
群馬県	10201	前橋市	10201	前橋市	H16.12.5	8	840	1.8	水道料金は前橋市の制度に統一する。ただし、合併時に料金の異なる使用料区分については3年で段階的に調整。宮城村の簡易水道は現行のまま新市に引き継ぐ。			1	1				
群馬県	10304	大胡町				10	1,522	1.2									
群馬県	10306	粕川村				10	1,522	1.2									
群馬県	10305	宮城村				10	1,522	1.2									
群馬県	10203	桐生市	10203	桐生市	H17.6.13	-	630	2.1	上水道は桐生市の例により調整(ただし、新里村のφ20mmとφ25mmは新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整)。簡易水道は、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整。			1			1		
群馬県	10308	黒保根村				10	840	1.0									
群馬県	10307	新里村				10	840	1.0									
群馬県	10307	新里村				10	840	1.0									
群馬県	10206	沼田市	10206	沼田市	H17.2.13	8	840	1.0	水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。簡易水道は、新市に移行後も当面の間現行どおりとし、段階的に調整する。			1			1		
群馬県	10206	沼田市				8	420	1.0									
群馬県	10206	沼田市				8	1,260	1.0									
群馬県	10206	沼田市				8	441	1.0									
群馬県	10206	沼田市				8	210	1.0									
群馬県	10206	沼田市				8	525	1.0									
群馬県	10206	沼田市				8	1,207	1.0									
群馬県	10206	沼田市				8	1,155	1.0									
群馬県	10206	沼田市				8	472	1.0									
群馬県	10206	沼田市				8	367	1.0									
群馬県	10441	白沢村	10441	利根村	H17.10.1	10	1,050	1.0	当分の間現行のとおりとするが、統一に向けて段階的に調整する。			1			1		
群馬県	10442	利根村				10	1,050	1.0									
群馬県	10445	月夜野町	10449	みなかみ町	H17.10.1	10	1,155	1.0	当分の間現行のとおりとするが、統一に向けて段階的に調整する。			1			1		
群馬県	10446	水上町				10	570	1.0									
群馬県	10447	新治村				10	1,155	1.0									
群馬県	10209	藤岡市	10209	藤岡市	H18.1.1	10	1,102	1.1	合併時に藤岡市の制度に統合。ただし、鬼石区域はH21年3月までの間、緩和措置を講ずる。	1							
群馬県	10362	鬼石町				10	1,102	1.1									
群馬県	10202	高崎市				8	750	1.5									
群馬県	10322	倉渕村	10202	高崎市	H18.1.23	10	630	1.0	群馬町及び新町の料金は、H24年度まで適用し、その後事業の執行に支障が生じる等の料金の見直しが必要となった時点で、高崎市の例を基にして段階的に統一に向けて調整。箕郷町の公営簡易水道は事業の執行に支障が生じる等の料金の見直しが必要となる時点まで、現行の料金を維持する。			1			1		
群馬県	10323	箕郷町				10	820	1.0									
群馬県	10324	群馬町				10	350~650	1.0									
群馬県	10324	群馬町				10	840	1.0									
群馬県	10361	新町				10	788	1.0									
群馬県	10208	渋川市	10208	渋川市	H18.2.20	8	770	1.7	現行のとおりとし、5年を目途に調整する。			1			1		
群馬県	10301	北橋村				10	1,360	1.2									
群馬県	10302	赤城村				-	-	-									
群馬県	10341	子持村				10	1,190	1.4									
群馬県	10342	小野上村				10	900	1.5									
群馬県	10343	伊香保町				10	1,000	2.1									



## 市町村合併後における水道料金の統一状況(平成19年4月1日現在): 関東地方

注)基本水量、基本料金は家庭用又はφ13mmの場合

合併前			合併後(現在)						備考	合併時に統一	統一しない	当面統一しない	当面統一しない場合の統一時期		
都道府県	市町村コード	旧市町村	市町村コード	新市町村	合併年月日	基本水量(m <sup>3</sup> /月)	基本料金(税込)(円/月)	従量単価の逡増率(最大/最小)					H19年度当初まで(統一済)	H19年度を予定	H20年度以降を予定
千葉県	12208	野田市	12208	野田市	H15.6.6	10	1,680	3.0		1					
千葉県	12303	関宿町													
千葉県	12215	旭市	12215	旭市	H17.7.1	10	2,520	1.0	合併時は旧市町の区域で現行の料金を適用し、合併後3年を目途に統一する。H19.4.11に統一。			1	1		
千葉県	12348	千潟町													
千葉県	12361	海上町													
千葉県	12362	飯岡町													
千葉県	12217	柏市	12217	柏市	H17.3.28	-	483	6.2		1					
千葉県	12305	沼南町													
千葉県	12442	夷隅町	12238	いすみ市	H17.12.5	10	1,785	1.0	H18.2から新料金を適用。			1	1		
千葉県	12444	大原町													
千葉県	12445	岬町													
千葉県	12214	八日市場市	12235	匝瑳市	H18.1.23	10	2,163	1.0	八匠水道企業団で給水。						
千葉県	12382	野茶町													
千葉県	12461	富浦町	12234	南房総市	H18.3.20	-	703	4.6	三芳水道事業団の例により合併時に統一する	1					
千葉県	12462	富山町													
千葉県	12464	三芳村													
千葉県	12465	白浜町													
千葉県	12466	千倉町													
千葉県	12467	丸山町													
千葉県	12468	和田町													
千葉県	12405	山武町													
千葉県	12404	成東町	12237	山武市	H18.3.27	-	336	1.0	成東町、蓮沼村、松尾町は山武都市広域水道企業団による給水。			1			
千葉県	12406	蓮沼村													
千葉県	12407	松尾町													
千葉県	12381	光町													
千葉県	12408	横芝光町	12410	横芝光町	H18.3.27	10	2,163	1.0	八匠水道企業団と山武都市広域水道企業団が給水。						
千葉県	12408	横芝町													
千葉県	12211	成田市	12211	成田市	H18.3.27	-	399	8.0	合併協定で料金関連の記述なし。			1			
千葉県	12341	下総町													
千葉県	12343	大栄町													
千葉県	12209	佐原市													
千葉県	12209	佐原市	12236	香取市	H18.3.27	10	2,100	1.3	新市において調整する。			1			1
千葉県	12344	小見川町													
千葉県	12345	山田町													
千葉県	12346	栗源町													
東京都	13216	田無市	13229	西東京市	H13.1.21	5	903	18.4	東京都水道局						
東京都	13217	保谷市													
神奈川県	14209	相模原市	14209	相模原市	H18.3.20	8	745	2.3	津久井町の水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、合併後、津久井町青根地区の町営簡易水道のあり方について検討する。旧相模原市は神奈川県営水道。	1					
神奈川県	14422	津久井町													
神奈川県	14423	相模湖町													